

# 利 用 者 の た め に

## 1 調査の目的

畜産物流通調査は、畜産物のと畜頭数、流通量等を把握し、畜産物に関する生産及び出荷の調整、価格安定対策等に資することを目的とする。

## 2 調査の根拠

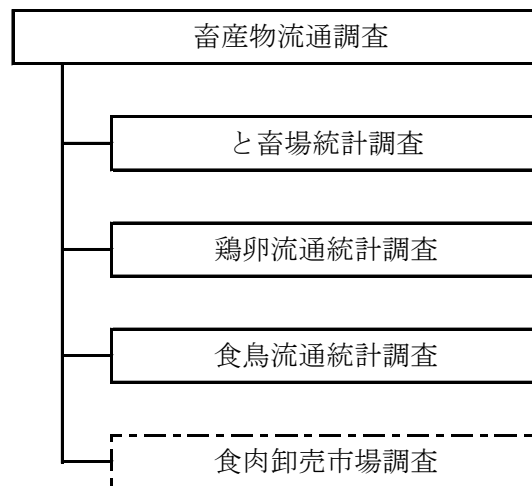
と畜場統計調査、鶏卵流通統計調査及び食鳥流通統計調査は、統計法（平成19年法律第53号）第19条第1項に基づく総務大臣の承認を受けて実施した一般統計調査である。

また、食肉卸売市場調査は、各食肉卸売市場のデータを整理するものであり、統計法上の統計調査には該当しない。

## 3 調査機関

本調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方組織を通じて実施し、集計は農林水産省大臣官房統計部において行った。

## 4 調査の体系



## 5 と畜場統計調査

### (1) 調査の対象

と畜場法（昭和28年法律第114号）に基づきと畜検査を行う都道府県及び地域保健法（昭和22年法律第101号）の規定に基づく政令で定める市の知事又は市長の許可を受けて設置された全てのと畜場。

ただし、地方公共団体において、と畜場ごとの調査事項が把握できる場合には、地方公共団体を調査対象とした。

### (2) 調査対象者数

176と畜場（回収率100%）

### (3) 調査期間

令和2年1月から12月までの1年間

(4) 調査事項

豚、牛（成牛・子牛別）及び馬（以下「肉畜種類」という。）別のと畜頭数、子牛及び馬の枝肉重量

(5) 調査方法

本調査は、次のいずれかの方法により実施した。

ア 調査対象者が政府統計共同利用システムのオンライン調査により調査票データの報告を行う自計調査による方法

イ 調査対象者が整備している情報を市場調査オンラインシステム、郵送又はFAXにより提供を受ける方法

ウ 調査対象者に調査票を郵送し、郵送又はFAXにより調査票を回収する自計調査による方法

エ 統計調査員が調査対象者に対し面接による聞き取り又は関係諸帳簿の閲覧により調査を行う他計調査による方法

(6) 集計方法

ア と畜頭数

と畜場別結果の積上げにより算出した。

イ 枝肉生産量

都道府県別肉畜種類別と畜頭数に、と畜場統計調査で把握した子牛若しくは馬の1頭当たり平均枝肉重量又は食肉卸売市場調査の結果から算出した豚若しくは成牛の1頭当たり平均枝肉重量を乗じて算出した。

(7) 実績精度

本調査は全国の全てのと畜場を対象とする調査のため、実績精度は算出していない。

(8) 用語の解説

と畜場

と畜場法（昭和28年法律第114号）に基づき、食肉に供する目的で獣畜をと畜又は解体するために設置された施設をいう。

なお、食肉卸売市場及び食肉センターに併設されているものを含む。

と畜頭数

と畜場において、肉畜を食用に供する目的でと畜した頭数（切迫と畜頭数も含む。）をいう。したがって、と畜場に入場しても、と畜禁止あるいはと畜解体後の内臓検査等において病畜と判定され、枝肉の全部が焼却又は廃棄されたものは食用に供されないため、と畜頭数から除外する。

なお、枝肉の一部が廃棄されても残存部がある場合には頭数（1頭）として数える。

成牛

生後1年以上の牛をいう。

|          |                                                                                                                                      |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 和牛       | 黒毛和種、褐毛和種、日本短角種及び無角和種並びに和牛間交雑種の牛をいう。<br>この中には肉の生産を目的とした肥育牛のほか、役用又は繁殖用の牛をもと牛とした肥育牛、役用又は繁殖用に使用されていたが、老齢のために廃用された牛及び繁殖障害等の理由で廃用された牛を含む。 |
| 乳牛       | ホルスタイン種、ジャージー種等の乳用種及び乳肉兼用種の牛をいう。                                                                                                     |
| 交雑牛      | 乳牛と和牛又は外国牛（肉用専用種）との交雑種の牛をいう。<br>なお、和牛と外国牛（肉用専用種）との交雑種は、その他の牛に含める。                                                                    |
| その他の牛    | ヘレフォード種、アバディーンアンガス種、シャロレー種等の外国牛（肉用専用種）及び和牛と外国牛（肉用専用種）の交雑種等をいう。                                                                       |
| 去勢       | おす牛の精巣を除去した牛をいう。                                                                                                                     |
| おす       | おす牛のうち、去勢された牛を除いた牛をいう。                                                                                                               |
| 子牛       | 生後1年未満の牛をいう。                                                                                                                         |
| 枝肉生産量    | 都道府県別肉畜種類別と畜頭数に、と畜場統計調査で把握した子牛若しくは馬の1頭当たり平均枝肉重量又は食肉卸売市場調査の結果から算出した豚若しくは成牛の1頭当たり平均枝肉重量を乗じて算出した。                                       |
| 肉豚換算と畜頭数 | 成牛及び馬は豚4頭、子牛は豚1頭として換算したと畜頭数をいう。                                                                                                      |
| 産地食肉センター | と畜（枝肉までの加工）から部分肉加工まで一貫して実施する食肉処理施設をいう。                                                                                               |

## 6 食肉卸売市場調査

### (1) 調査の対象

畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第3条第4項の標準的販売

価格の算出に用いられる25市場（仙台、さいたま、東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、福岡、茨城、栃木、群馬、川口、山梨、岐阜、浜松、東三河、四日市、姫路、加古川、西宮、岡山、坂出、佐世保）に所在する卸売会社

(2) 調査対象者数

食肉中央卸売市場（10市場）及び食肉地方卸売市場（15市場）に所在する卸売会社（25社）（回収率100%）

(3) 調査期間

令和2年1月から12月までの1年間

(4) 調査事項

規格別枝肉取引成立頭数、規格別枝肉取引総重量及び規格別枝肉総取引価額

(5) 調査方法

本調査は、次のいずれかの方法により実施した。

ア 市場調査オンラインシステムにより調査対象者が整備している情報の提供を受ける方法

イ 調査対象者が整備している情報を郵送又はFAXにより提供を受ける方法

ウ 調査対象者に調査票を郵送し、郵送又はFAXにより調査票を回収する自計調査による方法

(6) 集計方法

卸売価格は、各食肉卸売市場の枝肉取引総価額を枝肉取引総重量で除して算出した。

(7) 実績精度

本調査は全国の食肉中央卸売市場及び食肉地方卸売市場に所在する全ての卸売会社を対象とする調査のため、実績精度は算出していない。

(8) 用語の解説

|         |                                                                                                        |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 卸 売 市 場 | 卸売市場法（昭和46年法律第35号）に基づき、生鮮食料品等の卸売のために開設される市場であって、卸売場、自動車駐車場その他の生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な施設を設けて継続して開場されるものをいう。 |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|                    |                                                                                                                                                   |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 食 肉 中 央<br>卸 売 市 場 | 畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第3条第4項の肉用牛又は肉豚の標準的販売価格の算出に、当該市場における肉用牛又は肉豚の格付枝肉の売買に係る総取引高及び取引数量を用いるものとして「独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書」の第11条第2項第1号に定められた卸売市場をいう。 |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|                    |                                                                                                                        |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 食 肉 地 方<br>卸 売 市 場 | 畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第3条第4項の肉用牛又は肉豚の標準的販売価格の算出に、当該市場における肉用牛又は肉豚の格付枝肉の売買に係る総取引高及び取引数量を用いるものとして「独立行政法人農畜産業振興機構業務方法 |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

書」の第11条第2項第2号に定められた地方卸売市場をいう。

取引成立頭数 枝肉上場頭数のうち、卸売業者と売買参加者（仲卸業者を含む。）との間に取引が成立した頭数をいう。すなわち、食肉卸売市場で卸売された頭数である。

卸売価格 卸売会社が、仲卸業者又は売買参加者に売渡した枝肉の総価額を総重量で除して算出した1kg当たりの平均価格をいい、消費税を含む。

枝肉 と畜場において肉畜を食用に供する目的でと畜し、放血して、はく皮又ははく毛し、内臓を摘出した骨付きの肉のことをいう。  
なお、牛や豚の枝肉を、脊柱の中心に沿って縦断したものを半丸又は半丸枝肉という。

豚枝肉の取引規格 規定の解体整形方法により処理した枝肉について、半丸重量・背脂肪の厚さ、外観（均称、肉付、脂肪付着、仕上げ）及び肉質（肉のきめ、締まり、肉の色沢、脂肪の色沢と質、脂肪の沈着）の3者を判定要素として極上、上、中、並及び等外の5等級に区分する規格をいう。  
なお、この規格は、皮はぎ・湯はぎ、品種、年齢（子豚は除く。）及び性別にかかわらず適用されている。

極上・上規格 豚枝肉の取引規格のうち、「極上」及び「上」を合算したものをいう。

牛枝肉の取引規格 規定の解体整形方法（はく皮、頭部切断、内臓割法など）により、胸最長筋、背半棘筋及び頭半棘筋の状態並びにばら、皮下脂肪及び筋間脂肪の厚さがわかるように第6から第7肋骨間において切開した枝肉について、歩留り及び肉質のそれぞれについて等級の格付けを行い、牛枝肉を15等級に区分する規格をいう。  
なお、この規格は、品種、年齢（子牛は除く。）にかかわらず、めす、去勢及びおすのいずれの枝肉にも適用されている。

|      |   | 肉 質 等 級 |      |      |      |      |
|------|---|---------|------|------|------|------|
|      |   | 5       | 4    | 3    | 2    | 1    |
| 歩留等級 | A | A- 5    | A- 4 | A- 3 | A- 2 | A- 1 |
|      | B | B- 5    | B- 4 | B- 3 | B- 2 | B- 1 |
|      | C | C- 5    | C- 4 | C- 3 | C- 2 | C- 1 |

|               |                                                                         |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 去勢B－3・<br>2規格 | 牛枝肉の取引規格のうち、和牛去勢、乳牛去勢、交雑牛去勢、<br>その他の牛去勢それぞれの「B－3」及び「B－2」を合算した<br>ものをいう。 |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------|

## 7 鶏卵流通統計調査

### (1) 調査の対象

前年の本調査の結果及び関係機関から収集した情報により作成した「鶏卵集出荷機関一覧表」を利用し、全国の鶏卵集出荷機関（集出荷団体、集出荷業者、直接出荷する生産経営体）のうち10 t未満のものを除いた上で、集出荷量の合計が都道府県の総集出荷量の60%以上となるまでの集出荷機関

### (2) 調査対象者数

170集出荷機関（回収率100%）

### (3) 調査期間

令和2年1月から12月までの1年間

### (4) 調査事項

鶏卵生産量の推定に用いる次の項目を調査事項とした。

ア 集出荷団体及び集出荷業者がその所在する都道府県内の生産経営体から集荷した鶏卵の集荷量

イ 直接出荷する生産経営体における鶏卵の出荷量（当該生産経営体の所在する都道府県内の集出荷団体及び集出荷業者への出荷分は除く。）

### (5) 調査方法

本調査は、次のいずれかの方法により実施した。

ア 調査対象者が政府統計共同利用システムのオンライン調査により調査票データの報告を行う自計調査による方法

イ 調査対象者が整備している情報を郵送、FAX又は市場調査オンラインシステムにより提供を受ける方法

ウ 調査対象者に調査票を郵送し、郵送又はFAXにより調査票を回収する自計調査による方法

エ 統計調査員が調査対象者に対し面接による聞き取り又は関係諸帳簿の閲覧により調査を行う他計調査による方法

### (6) 集計方法

都道府県別月別生産量は、次の式によって算出した値に、採卵養鶏農家における自家消費量※を加えて推定している。

$$P_i = \left( \frac{K}{T} + 1 \right) \times T_i$$

$P_i$  : 都道府県別の令和2年*i*月の生産量（自家消費量を含まない）

$T_i$  : 都道府県別調査対象集出荷機関の令和2年*i*月の集出荷量

$T$  : 都道府県別調査対象集出荷機関の令和元年1年間の集出荷量

K : 都道府県別調査対象以外の集出荷機関の令和元年1年間の集出荷量（母集団情報として把握した値）

※ 1か月分の自家消費量は、採卵養鶏農家1戸当たり年間消費量（営農類型別経営統計（個別経営）における採卵養鶏部門の生産現物家計消費額を鶏卵市況情報におけるM規格・中値の年平均卸売価格で除して算出）を12か月で除し、2015年農林業センサスにおける販売目的の採卵鶏飼養農家数を乗じて推定した。

(7) 実績精度

本調査は都道府県別の上位の集出荷機関を対象とする調査のため、実績精度は算出していない。

(8) 用語の解説

|       |                                                             |
|-------|-------------------------------------------------------------|
| 鶏卵生産量 | 鶏から食用、加工用、種卵、自家消費等として生産された卵の量をいい、奇形卵は含むが、収卵不可能な破卵、未熟卵は含めない。 |
|-------|-------------------------------------------------------------|

## 8 食鳥流通統計調査

(1) 調査の対象

年間の食鳥処理羽数が30万羽を超える食鳥処理場（厚生労働省が「と畜・食鳥検査等に関する実態調査」の結果として公表する食鳥処理場名簿に記載の食鳥処理場）

(2) 調査対象者数

134処理場のうち、休止・廃業を除く131処理場（回収率99.2%）

(3) 調査期間

令和2年1月から12月までの1年間

(4) 調査事項

肉用若鶏、廃鶏、その他の肉用鶏の生体の処理羽数及び処理重量

(5) 調査方法

本調査は、次のいずれかの方法により実施した。

ア 調査対象者に調査票を郵送し、調査対象者が政府統計共同利用システムのオンライン調査により調査票データの報告を行う自計調査による方法

イ 調査対象者に調査票を郵送し、調査対象者が整備している情報を郵送、FAX又は市場調査オンラインシステムにより提供を受ける方法

ウ 調査対象者に調査票を郵送し、郵送又はFAXにより調査票を回収する自計調査による方法

エ 統計調査員が調査対象者に対し面接による聞き取り又は関係諸帳簿の閲覧により調査を行う他計調査による方法

(6) 集計方法

処理羽数及び処理重量は、食鳥処理場別結果の積上げにより算出している。

(7) 実績精度

本調査は年間の食鳥処理羽数が30万羽を超える全ての食鳥処理場を対象としていることから、実績精度は算出していない。

#### (8) 用語の解説

|         |                                                                                                                                                         |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 食鳥処理場   | 家きんを食用に供する目的でと鳥し、と体・中ぬき及び解体を行う事業所をいう。なお、調査の対象とする食鳥処理場には中ぬき及び解体の処理のみを行っている処理場を含めない。                                                                      |
| 肉用若鶏    | 肉用鶏のうち、ふ化後3か月齢未満の鶏（「食鶏取引規格」に規定する「若どり」）をいう。                                                                                                              |
| 廃鶏      | 採卵鶏又は種鶏を廃用した鶏をいう。                                                                                                                                       |
| その他の肉用鶏 | 肉用鶏のうち、ふ化後3か月齢以上の鶏（「食鶏取引規格」に規定する「肥育鶏」、「親めす」及び「親おす」）をいう。<br>一般的に「地鶏」、「銘柄鶏」といわれるものを含むが、ふ化後3か月齢未満のものは肉用若鶏として扱っている。<br>なお、地鶏及び銘柄鶏の主なものとして、比内地鶏、名古屋コーチン等がある。 |
| 処理量(生体) | 食鳥処理場で食鶏を食用に供す目的で処理した生体の羽数及び重量をいう。<br>なお、食鳥処理場がと体重量でしか分からない場合は、と体重量に平均換算係数1.1（生体重量／と体重量）を乗じて算出した。                                                       |

## 9 利用上の注意

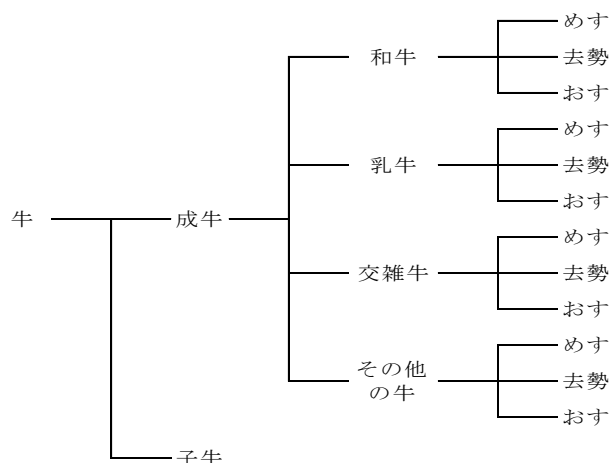
### (1) 統計表に用いた区分

#### ア 全国農業地域区分

| 全国農業地域名 | 所 属 都 道 府 県 名               |
|---------|-----------------------------|
| 北海道     | 北海道                         |
| 東北      | 青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島           |
| 北陸      | 新潟、富山、石川、福井                 |
| 関東・東山   | 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野 |
| 東海      | 岐阜、静岡、愛知、三重                 |
| 近畿      | 滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山          |
| 中国      | 鳥取、島根、岡山、広島、山口              |
| 四国      | 徳島、香川、愛媛、高知                 |
| 九州      | 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島       |
| 沖縄      | 沖縄                          |



## イ 牛における畜種区分



- (2) 統計数値については、表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。
- (3) 統計表に用いた記号は、次のとおりである。
  - 「－」：事実のないもの
  - 「…」：事実不詳又は調査を欠くもの
- (4) この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「畜産物流通統計」（農林水産省）による旨を記載してください。

## 10 ホームページ掲載案内

- (1) 各種農林水産統計調査結果は、農林水産省ホームページ中の統計情報で御覧いただけます。  
【 <https://www.maff.go.jp/j/tokei/> 】  
この結果の分野別分類は「作付面積・生産量、被害、家畜の頭数など」又は「農畜産物卸売市場」、品目別分類は「畜産（市場・流通）」に分類しています。
- (2) 本調査結果は、(1)の分野別分類又は品目別分類の下に分類されている「畜産物流通調査」の「確報」から御覧いただけます。  
【 [https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/tikusan\\_ryutu/index.html#r](https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/tikusan_ryutu/index.html#r) 】

## 11 お問い合わせ先

農林水産省 大臣官房統計部 生産流通消費統計課消費統計室 流通動向第2班

電 話：（代表） 03—3502—8111 内線 3710

（直通） 03—3502—5947

FAX： 03—3502—3634

※ 本調査に関するご意見・ご要望は、上記問合せ先のほか、農林水産省ホームページでも受け付けております。

【 <https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/tokei/kikaku/160815.html> 】